

九十九里町学校再編計画

令和6年4月

九十九里町教育委員会

目 次

はじめに.....	- 1 -
第1章 計画策定にあたって.....	- 2 -
1-1 計画策定の趣旨.....	- 2 -
1-2 策定の経緯.....	- 2 -
第2章 学校の概要.....	- 3 -
2-1 児童・生徒数の推移と推計.....	- 3 -
2-2 学校別児童・生徒数の推計.....	- 3 -
2-3 学校規模の状況.....	- 6 -
2-3 学校施設の状況.....	- 7 -
第3章 学校の適正規模.....	- 8 -
3-1 適正な学校規模の考え方.....	- 8 -
3-2 小学校の規模適正化.....	- 9 -
第4章 学校再編計画.....	- 10 -
4-1 小学校再編の方針.....	- 10 -
4-2 小学校統合による効果.....	- 11 -
4-3 災害に強い学校施設.....	- 11 -
4-4 通学手段について.....	- 12 -
4-5 その他関連施策.....	- 13 -
4-6 小学校統合スケジュール(案).....	- 14 -
4-7 計画推進体制.....	- 15 -
第5章 学校施設整備構想.....	- 16 -
5-1 施設整備の条件.....	- 16 -
5-2 施設整備のコンセプト.....	- 17 -
5-3 敷地条件.....	- 19 -
5-4 施設整備の考え方.....	- 23 -
5-5 施設規模の想定.....	- 24 -
5-6 諸室の想定.....	- 27 -
5-7 屋外施設.....	- 31 -
5-8 設計業務に向けた検討等.....	- 32 -

はじめに

全国的に出生数が減少し、少子化が進行しているなか、九十九里町においても、児童・生徒数が年々減少し続けており、「学校の小規模化」が進んでいます。

今後さらに「学校の小規模化」が進んだ場合、学校運営における平等性の確保、さらには ICT 化・グローバル化といった社会情勢の変化に対応した効果的な教育活動の維持など、様々な教育環境に影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたなか、九十九里町教育委員会では、児童・生徒数の推移を踏まえ、幅広い見地から今後の方向性を見出すため、令和2年3月に九十九里町学校のあり方検討委員会を設置し、本町の学校の将来を展望した学校のあり方について検討を開始し、理解を深めながら慎重に協議及び検討を重ね、協議結果について令和3年12月に「九十九里町立小中学校の適正規模・適正配置に関する提言」として取りまとめていただきました。

この提言を受け、教育委員会では、今後の学校規模の適正化と適正配置についての基本的な考え方を示した「九十九里町学校規模適正化・適正配置基本方針」を令和4年11月に策定しました。

その後、令和5年5月に保護者、地域住民、学校関係者等の代表者により構成された「九十九里町学校再編推進委員会」を設置し、基本方針について意見交換や議論を重ねながら、子どもたちにとってより良い教育環境を整えていくための方策を検討してまいりました。

この「九十九里町学校再編計画」は、これまでにいただいた意見や議論等の経過を踏まえ、将来を担う子どもたちの教育効果を第一に考え、本町の教育目標である「生きる力」を育むことができる教育環境の充実に向けた具体的な方策を示すため策定するものです。

令和6年4月

九十九里町教育委員会

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

全国的に少子高齢化が進み、当町においても児童・生徒数は年々減少しており、今後も減少が見込まれています。児童・生徒の減少は、学校の小規模化を進展させ、複式学級をはじめ教育環境に様々な影響を及ぼします。こうした、諸課題を解消するため九十九里町学校規模適正化・適正配置基本方針(以下「基本方針」という。)を策定し、学校再編の推進や再編を進める上での基本的な考え方をまとめました。

九十九里町学校再編計画(以下「本計画」という。)は、基本方針の考え方にに基づき、児童・生徒数が減少している現状と将来の展望を踏まえ、将来を担う子どもたちが、より良い教育環境の中で教育を受けられることを優先的に考えて、充実した学校環境整備に向けた具体的な方策を示すために策定するものです。

1-2 策定の経緯

本計画策定に至るまでの経緯は、以下のとおりです。

【計画策定の経緯】

令和2年 3月 九十九里町学校のあり方検討委員会 設置

令和2年 7月 「九十九里町立小中学校の適正規模・適正配置について」 諮問

令和2年11月 九十九里町学校のあり方検討委員会学校視察

※片貝小学校、豊海小学校、九十九里小学校

令和3年12月 「九十九里町立小中学校の適正規模・適正配置について」 提言

(九十九里町学校のあり方検討委員会会議 全7回開催)

令和4年11月 「九十九里町学校規模適正化・適正配置基本方針」策定

令和5年 3月 九十九里町学校再編推進委員会 設置

令和5年 5月 学校再編に向けた協議開始

令和5年10月 九十九里町学校再編推進委員会 協議終了

(九十九里町学校再編推進委員会会議 全5回開催)

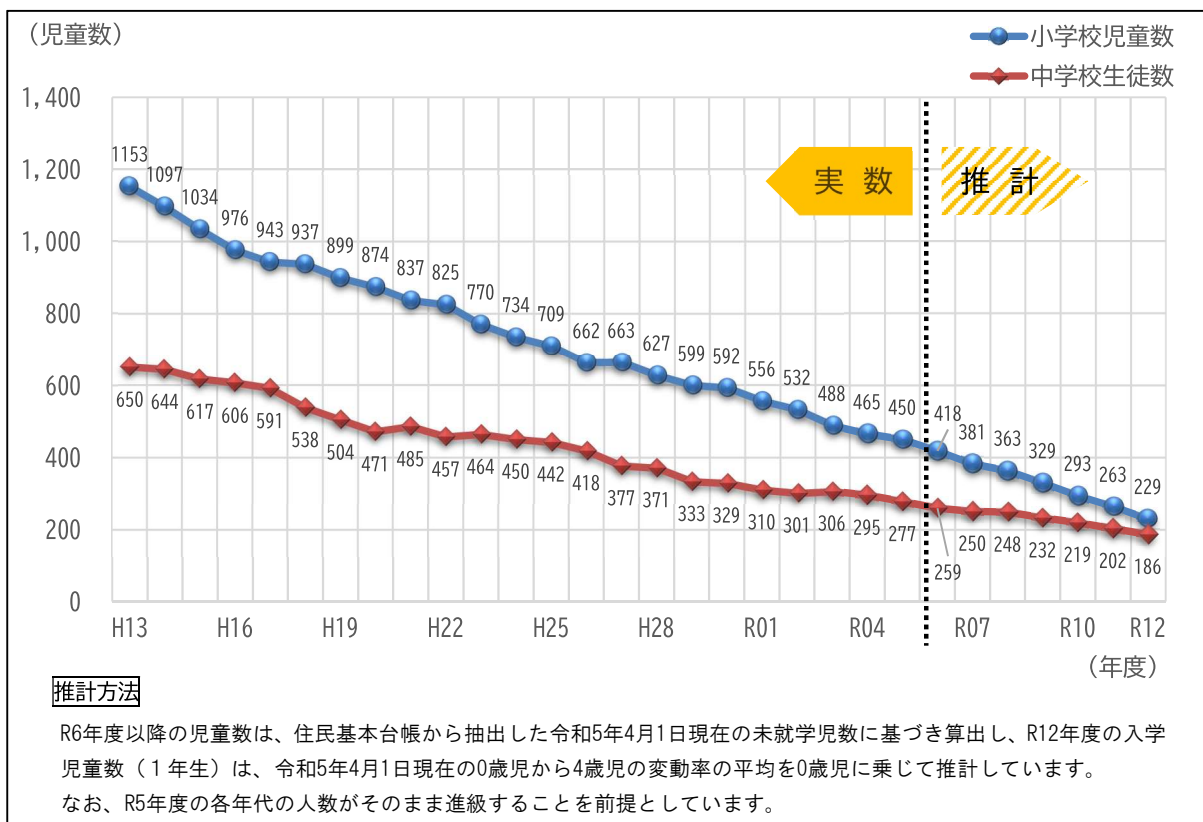
第2章 学校の概要

2-1 児童・生徒数の推移と推計

小学校児童数については、平成13年度に1,153人でしたが、10年後の平成23年度には770人に、その10年後の令和3年度には488人まで減少しています。

また、令和5年5月時点では、450人となり平成13年度と比較すると703人減少し、23年間で約60%減少している状況です。

なお、減少傾向は今後も続くことが予想され、令和12年度の児童数は、229人になることが見込まれます。



2-2 学校別児童・生徒数の推計

各学校別の令和5年度5月1日時点の児童・生徒数及び令和6年度以降の推計は、以下のとおり示します。

令和6年度以降の児童数推計方法は、令和5年4月1日現在の住民基本台帳から未就学児数を行政区別に抽出し各学校毎に集計しています。

(※令和12年度の入学児童数(1年生)は、令和5年4月1日現在の0歳児から4歳児の変動率の平均を0歳児に乗じて推計しています。)

なお、推計値については、転出等の減少率や就学区域の変更等は考慮せず、令和5年度の各年代の人数がそのまま進級することを前提としています。

また、学級編成基準は法令等が示す現行の運用制度を基本としています。

(1)片貝小学校

年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	児童数合計
	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)
令和5年度	23 (1)	22 (1)	21 (1)	26 (1)	28 (1)	31 (1)	151 (6)
令和6年度	17 (1)	23 (1)	22 (1)	21 (1)	26 (2)	28 (1)	137 (6)
令和7年度	10 (1)	17 (1)	23 (1)	22 (1)	21 (1)	26 (1)	119 (6)
令和8年度	19 (1)	10 (1)	17 (1)	23 (1)	22 (1)	21 (1)	112 (6)
令和9年度	8 (1)	19 (1)	10 (1)	17 (1)	23 (1)	22 (1)	99 (6)
令和10年度	11 (1)	8 (1)	19 (1)	10 (1)	17 (1)	23 (1)	88 (6)
令和11年度	6 (1)	11 (1)	8 (1)	19 (1)	10 (1)	17 (1)	71 (6)
令和12年度	5 (1)	6 (1)	11 (1)	8 (1)	19 (1)	10 (1)	59 (6)

(2)豊海小学校

年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	児童数合計
	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)
令和5年度	24 (1)	25 (1)	31 (1)	34 (1)	39 (2)	30 (1)	183 (7)
令和6年度	27 (1)	24 (1)	25 (1)	31 (1)	34 (1)	39 (2)	180 (7)
令和7年度	21 (1)	27 (1)	24 (1)	25 (1)	31 (1)	34 (1)	162 (6)
令和8年度	21 (1)	21 (1)	27 (1)	24 (1)	25 (1)	31 (1)	149 (6)
令和9年度	19 (1)	21 (1)	21 (1)	27 (1)	24 (1)	25 (1)	137 (6)
令和10年度	12 (1)	19 (1)	21 (1)	21 (1)	27 (1)	24 (1)	124 (6)
令和11年度	14 (1)	12 (1)	19 (1)	21 (1)	21 (1)	27 (1)	114 (6)
令和12年度	13 (1)	14 (1)	12 (1)	19 (1)	21 (1)	21 (1)	100 (6)

(3)九十九里小学校

年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	児童数合計
	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)
令和5年度	11 (1)	23 (1)	22 (1)	15 (1)	16 (1)	29 (1)	116 (6)
令和6年度	14 (1)	11 (1)	23 (1)	22 (1)	15 (2)	16 (1)	101 (6)
令和7年度	15 (1)	14 (1)	11 (1)	23 (1)	22 (1)	15 (1)	100 (6)
令和8年度	17 (1)	15 (1)	14 (1)	11 (1)	23 (1)	22 (1)	102 (6)
令和9年度	13 (1)	17 (1)	15 (1)	14 (1)	11 (1)	23 (1)	93 (6)
令和10年度	11 (1)	13 (1)	17 (1)	15 (1)	14 (1)	11 (1)	81 (6)
令和11年度	8 (1)	11 (1)	13 (1)	17 (1)	15 (1)	14 (1)	78 (6)
令和12年度	6 (1)	8 (1)	11 (1)	13 (1)	17 (1)	15 (1)	70 (6)

(4)九十九里中学校

年度	1年生	2年生	3年生	生徒数合計
	生徒数 (学級数)	生徒数 (学級数)	生徒数 (学級数)	生徒数 (学級数)
令和5年度	77 (2)	92 (3)	108 (3)	277 (8)
令和6年度	90 (3)	77 (2)	92 (3)	259 (8)
令和7年度	83 (3)	90 (3)	77 (2)	250 (8)
令和8年度	75 (2)	83 (3)	90 (3)	248 (8)
令和9年度	74 (2)	75 (2)	83 (3)	232 (7)
令和10年度	70 (2)	74 (2)	75 (2)	219 (6)
令和11年度	58 (2)	70 (2)	74 (2)	202 (6)
令和12年度	58 (2)	58 (2)	70 (2)	186 (6)

2-3 学校規模の状況

国が示す学校規模別の基準に、本町の小・中学校を分類するとすべての学校が小規模校となります。

また、「2-2 学校別児童・生徒数の推計」を見ますと、令和6年度以降も引き続き小規模校である見込みになります。

小規模校であると教育上の課題が心配されるため、適正規模に近づけることの検討を行う必要があります。

【小学校】

区分 年度	過小	小規模校		適正規模校
	1～5 学級	6学級	7～11学級	12～18学級
令和5年度		片貝小学校(6学級) 九十九里小学校(6学級)	豊海小学校(7学級)	

【中学校】

区分 年度	過小	小規模校			適正規模校
	1～3 学級	4～5学級	6～8学級	9～11学級	12～18学級
令和5年度			九十九里中学校 (8学級)		

2-3 学校施設の状況

本町の学校施設として校舎及び屋内運動場の約80%が、建築から30年以上を経過しており、建物の耐震化は施されているものの全体的に老朽化・機能低下が進んでいます。

このような中、今後の老朽化対策や維持管理について検討すべき時期を迎えており、施設の修繕に多額の費用が必要になることから、これらの適正な維持管理が課題となっています。

施設名	建物名	延床面積 (㎡)	構造	階数	建築年
片貝小学校	校舎	3,534	鉄筋コンクリート	2階	S53 (1978)
	体育館	1,133	鉄筋コンクリート	2階	S62 (1987)
豊海小学校	校舎	4,156	鉄筋コンクリート	2階	H18 (2006)
	体育館	1,651	鉄筋コンクリート	2階	H3 (1991)
九十九里小学校	校舎 (普通教室棟)	2,957	鉄筋コンクリート	2階	H2 (1990)
	校舎 (特別教室棟)	1,634	鉄筋コンクリート	2階	H3 (1991)
	体育館	1,697	鉄筋コンクリート	2階	H9 (1997)
九十九里中学校	校舎	6,854	鉄筋コンクリート	3階	S47 (1972)
	体育館	2,344	鉄筋コンクリート	2階	S48 (1973)

第3章 学校の適正規模

3-1 適正な学校規模の考え方

子どもたちは、多くの仲間との触れ合いを通して、互いの良さを認め合い、励まし合い、そして切磋琢磨することによって、健やかに成長します。さらに、多くの教職員が協力し、互いに磨き合うことにより、指導力の向上が期待されることから、子どもたちの成長のためには、一定程度以上の学校規模が必要であると考えています。

本町における学校の適正規模を基本方針で次のように示しました。

■基本方針_抜粋

12学級以上の学校規模であれば、全学年でクラス替えができる学校規模になることから、国の法令や国の手引に沿った標準を、本町の小学校にも当てはめることが適当であると考えます。

3-2 小学校の規模適正化

小学校の学校規模については、「2-2 学校別児童・生徒数の推計」を見てみると、令和5年度時点で豊海小学校の5年生を除いた各小学校の各学年で単学級となっており、令和7年度以降は、3小学校すべての学年で単学級となる見込みとなります。

また、令和9年度には片貝小学校の1年生で、また令和11年度には九十九里小学校の1年生で児童数が1桁になることも予想され、今後の町外転出や就学指定変更・区域外就学の申請状況によっては、複式学級発生の可能性も懸念されます。

このため、学校規模の適正化を図るうえでは、3小学校を一つの学校に統合(集約)しなければ、一定規模の児童数及び学級数の確保が難しいと考えられます。

以下に、3小学校が統合した場合の、令和5年度から令和12年度までの児童数と通常学級の予測推移を示します。

■学校統合(1校)とした場合の児童数と通常学級数の予測推移

年度	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	児童数合計
	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)	児童数 (学級数)
令和5年度	58 (2)	70 (2)	74 (3)	75 (3)	83 (3)	90 (3)	450 (16)
令和6年度	58 (2)	58 (2)	70 (2)	74 (3)	75 (3)	83 (3)	418 (15)
令和7年度	46 (2)	58 (2)	58 (2)	70 (2)	74 (3)	75 (3)	381 (14)
令和8年度	57 (2)	46 (2)	58 (2)	58 (2)	70 (2)	74 (3)	363 (13)
令和9年度	40 (2)	57 (2)	46 (2)	58 (2)	58 (2)	70 (2)	329 (12)
令和10年度	34 (1)	40 (2)	57 (2)	46 (2)	58 (2)	58 (2)	293 (11)
令和11年度	28 (1)	34 (1)	40 (2)	57 (2)	46 (2)	58 (2)	263 (10)
令和12年度	24 (1)	28 (1)	34 (1)	40 (2)	57 (2)	46 (2)	229 (9)

令和12年度に統合した場合であっても、学校規模は小規模校となるが、一部の学年でクラス替えが可能であり、複式学級の発生を回避することが見込まれる。

区分 年度	小規模校			適正規模校
	過小 1~5学級	6学級	7~11学級	12~18学級
令和12年度			統合小学校(9学級)	

第4章 学校再編計画

4-1 小学校再編の方針

「九十九里町学校規模適正化・適正配置基本方針」に基づいて、九十九里町学校再編推進委員会で協議を重ね、本町の小学校再編に係る基本的な方針は、次に掲げる事項となります。

1 再編方針 ▶ 片貝小学校・豊海小学校・九十九里小学校を1校に統合する。

統合にあたり、小学校3校をいずれも閉校し、「統合小学校」を新設し開校します。また、それぞれの学校の伝統や特色を尊重しながら新しい学校づくりを進めます。

2 統合時期 ▶ 令和12年4月を統合時期とする。

想定以上に人口減少が進んでおり、少子化に拍車がかかっている中、複式学級の発生が心配される時期、また中学校校舎の改築も含めた校舎建設期間を考慮し、令和12年4月を統合時期とする。

3 統合場所 ▶ 九十九里中学校敷地内に統合小学校を開設する。

現在の小学校3校が、津波及び洪水浸水想定区域内に位置していることから、区域外になる九十九里中学校敷地内に開設することで子どもたちの安全を確保することとします。

また、小中学校を一か所に集約し、小中学校間の連携体制を強化し、教育環境の充実を図ります。

4 学校施設 ▶ 統合小学校校舎を新たに建設する。

統合小学校校舎の建設に併せて、2052年(令和34年)に改築時期を迎える九十九里中学校校舎も含めた施設整備を行います。また、屋内運動場は、既設九十九里中学校屋内運動場を小中学校で共同利用とします。

4-2 小学校統合による効果

小学校統合によって、次のような効果を得られるよう進めていきます。

1 学力向上

学校の小規模化は、多様な課題があり、統合によりある程度の学校規模を維持することにより、複式学級発生を回避することだけではなく、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図る上で必要なグループワーク、集団による討論等や習熟度別学習などの学習が可能になることから、学力の一層の向上が期待できる。

2 社会で活躍する力

集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨する中で、向上心や社会性、コミュニケーション能力などを育むことにより、児童・生徒1人ひとりの資質と能力を伸ばし、社会で活躍する力を身に付けられることが期待できる。

3 予算の効果的活用

学校を集約することで、維持管理等に係るコストを低減することができ、社会情勢に応じた施設整備(バリアフリー等)や多様な学習形態への対応(ICT機器等)等、教育予算の効果的活用が期待できる。

4-3 災害に強い学校施設

新しい学校の整備にあたり、子どもたちが日々学び、生活する学校が、安全・安心な環境である必要があります。新しい学校は、津波及び洪水浸水想定区域外に配置することで、自然災害の被災リスクが可能な限り低い場所に開校します。また、施設としては、構造の耐震化のみならず、災害によりライフラインが遮断された場合でも、最低限の電力・水等が確保できるよう災害に強い学校施設としていきます。

4-4 通学手段について

小学校統合に伴い、通学距離・時間等の通学条件が変更となります。

通学条件によっては、従来どおりの徒歩による通学が困難なことが想定されるため、遠距離通学となる児童に対しスクールバス運行を基本とした通学支援を行うこととします。

通学支援の対象基準、スクールバス運行形態及び通学路の指定の詳細については、今後の開校準備段階で保護者や学校と連携しながら検討していきます。

なお、検討にあたり、安全・安心な通学を最優先とし、地域間の公平性にも配慮するため通学の基本的な考え方を次のとおりとします。

(1)通学支援の基本的な考え方

国の法令では、下表のとおり適正な通学条件が示されています。

この条件を基本に、本町の実情に応じた徒歩通学又は通学支援の対象となる基準を検討していきます。

<国の示す適正な通学条件>

適正な通学距離	概ね4km以内
適正な通学時間	概ね1時間以内

(2)通学路の基本的な考え方

統合場所が、九十九里中学校敷地内であることから中学校の通学路を基準に、保護者、学校及びその他関係機関と意見交換・現地確認を行いながら安全な通学路を検討していきます。

(3)スクールバス運行の基本的な考え方

スクールバスの運行については、運行経路、停留所の場所、運行本数及び利用のルールなどを保護者、学校及びその他関係機関と意見交換・現地確認を行いながら運行の確実性と安全性を最優先し、効率的で利便性の高い運行形態を検討していきます。

4-5 その他関連施策

1 小中連携体制の強化

令和12年度の統合小学校開校時には、小・中学校の枠組みを残し、小・中学校が同敷地内に所在するメリットによる更なる連携体制強化を図りながら、児童・生徒の発達段階を踏まえたきめ細やかな教育を進めるために、小・中学校のそれぞれの良い点を活かしていきます。

併せて、小中一貫教育については、本町の実情に即しているかどうか、また導入による効果、導入の時期等を引き続き検討していきます。

2 事前交流事業

小学校統合前に、3小学校間による交流事業として、合同行事や合同授業等を計画し、統合後の新たな学校生活に円滑に移行できるよう子どもたちの不安解消対策の検討を進めていきます。

3 閉校となる学校施設の取扱い

閉校となる学校施設については、町民の意向を確認するとともに、民間企業の活用など、あらゆる手法について検討を進めていきます。

4-6 小学校統合スケジュール(案)

小学校統合に係るスケジュール(案)を下記のとおり示します。新たな校舎建設に要する期間を、現時点で想定すると開校の時期は令和12年4月になる見込みです。なお、基本設計・実施設計において、具体的な整備内容や配置、建設方法等が明確になってくるため、その内容を踏まえ、必要に応じてスケジュールを見直すものとします。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
計画	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;"> 学校再編 計画策定 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;"> 周知 </div>							■ 開校目標年 ■
校舎建設		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #d9e1f2;"> 基本設計 ・実施設計 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #d9e1f2;"> 建設工事 </div>				
開校準備		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #d9e1f2;"> 学校再編推進委員会、専門部会 </div>						

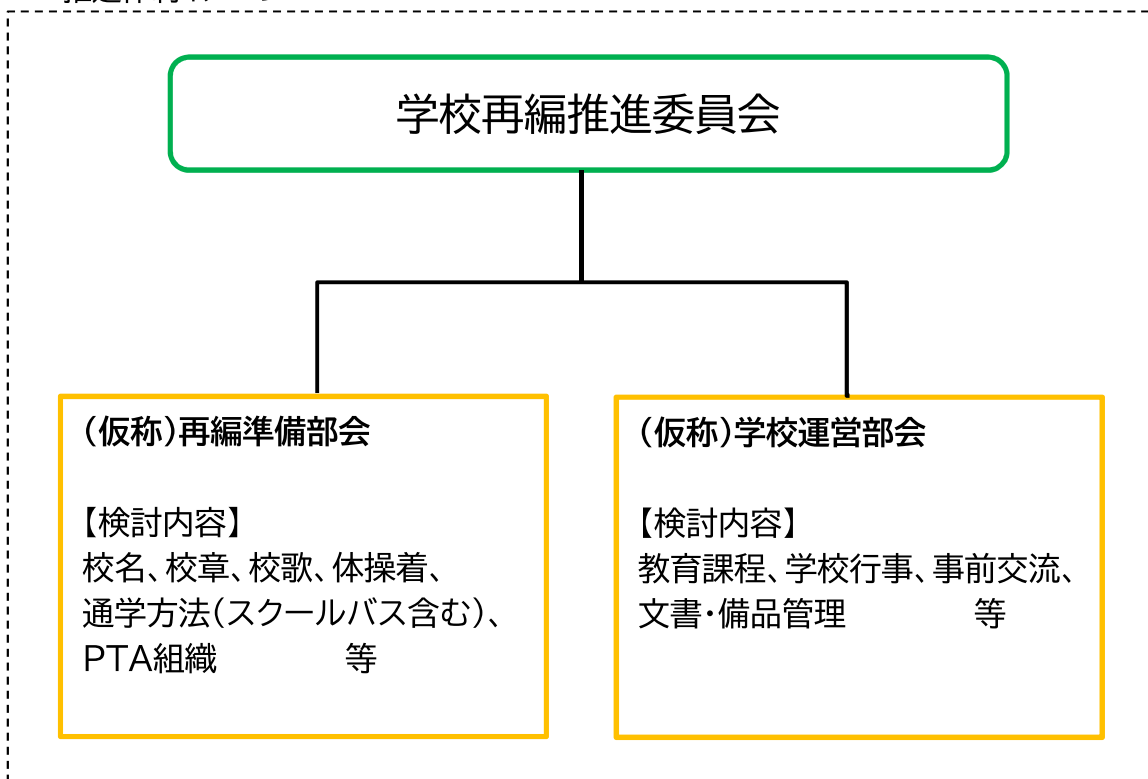
4-7 計画推進体制

新しい学校づくりには、それぞれの学校の伝統や特色を尊重して、歴史を継承していくことが重要となります。こうした中で、新たな学校名、校歌、教育課程、PTA組織及び通学方法(スクールバス運行含む)など多岐に渡る項目について、協議・検討して決定していく必要があります。

このため、保護者、地域住民及び学校関係者等から構成される九十九里町学校再編推進委員会で、様々な見地から協議・検討しながら意見を取りまとめ、円滑な再編の推進を図ります。

また、九十九里町学校再編推進委員会に、各項目に応じて専門部会を設置し、より詳細な検討を行います。

<推進体制イメージ>



第5章 学校施設整備構想

5-1 施設整備の条件

新しい学校の施設整備にあたり、基本的な前提条件を以下のとおり示します。

- (1) 統合小学校校舎の建設に併せて、九十九里中学校校舎も含めた施設整備を計画します。
- (2) 小学校及び中学校の校舎は、連携教育の構築性、児童・生徒の安全性及び将来的な小中一貫教育制度への移行など様々な観点を考慮し、同一棟又は隣接した別棟での建設を計画します。
- (3) 屋内運動場及びグラウンドは、既設中学校施設を利用することとします。
- (4) 小学校と中学校で共用できる諸室は、可能な限り共用する計画とします。
- (5) 外構については、スクールバス運行に必要なバスロータリー及び停留所を整備します。また、駐車場は可能な限り広いスペースを確保します。

5-2 施設整備のコンセプト

新しい学校の施設整備にあたり、子どもたちにとってより良い教育環境とするため、以下の5項目を施設整備のコンセプトとします。

1 快適で居心地の良い学校

学校は、児童・生徒の学びの場であるとともに、一日の大半を過ごす生活の場でもあります。良好な学習環境と快適な生活環境を確保し、学校に行きたいと思える居心地の良い魅力ある学校施設づくりを目指します。

(主な取り組み)

- ▶自然採光や通風等に配慮し、効率的な空調設備を整備し快適な室内環境とします。
- ▶開放的な間取りとし、木のぬくもりを感じれるよう木材を使用した室内空間とします。
- ▶感染症対策を踏まえた生活様式に対応した施設とします。
- ▶教職員が連携しやすいように諸室を配置するとともに、コミュニケーションや休憩できるスペースの確保など働きやすい環境の整備に努めます。

2 学びの変化に柔軟な対応ができる学校

児童・生徒の習熟度に応じた学習や少人数指導、また学習教育のICT化に対応するだけでなく、将来的に多様化する学び方に柔軟に対応できる学校施設づくりを目指します。

(主な取り組み)

- ▶小中学校それぞれの学習及び生活に適した教室配置となるように配慮しながら、諸室を共用する方が効率的である場合には利便性に優れた配置とします。
- ▶児童・生徒の学ぶ意欲を高めるため、普通教室を含め教育に求められる発表する場やグループ学習、またICTを活用した学習等の様々な学習形態に対応できるよう工夫します。
- ▶時間や場所に限定されずにICT機器(タブレット端末含む)を利用した学びを実現するため、無線LANによる高速通信設備などICT教育環境を整備します。
- ▶将来的に、多様化する学習形態に対応できるよう、用途変更が容易に行える構造とします。
- ▶特別支援教室は、少人数で落ち着いた学習環境が確保できるよう配慮します。
- ▶小中学校の図書室及びパソコン教室等の関連する諸室は、児童・生徒が、いつでも利用でき本やICTに触れる機会を増やせるよう、一体性を持たせ多目的に使用できるスペースとして検討します。

3 災害に強く安全・安心な学校

学校は、教育施設としてだけでなく、災害時には町の防災拠点としての役割も担っております。児童・生徒だけでなく地域住民にとっても安全・安心な施設として、防災機能の充実を図り、災害に強い学校施設づくりを目指します。

(主な取り組み)

- ▶校舎の構造は、耐震性を有することはもちろん、天井や照明器具等の非構造部材についても落下や破損等の防止対策をします。
- ▶災害時にライフラインが遮断されることを想定し、断水時に利用可能な受水槽設備やマンホールトイレの整備、また停電時にも最低限の電力を確保できるよう非常用自家発電設備や移動電源車による電力供給が可能な電源接続盤の整備など災害に強い施設整備を検討します。
- ▶万が一の津波・洪水の被災リスクを想定し、屋上避難できるよう検討します。また、児童・生徒だけでなく周辺住民も避難できるよう屋外避難階段も含め検討します。
- ▶避難所開設後も早期に学校の教育活動を再開できるよう動線や配置に配慮します。
- ▶ユニバーサルデザインを取り入れ、エレベーター、スロープ及びバリアフリートイレ等を整備し、誰もが安心して利用できる学校施設とします。
- ▶見通しがよく、死角となる場所ができにくい配置や動線とします。
- ▶不審者の侵入抑止に、防犯カメラやオートロックシステム等の防犯対策を検討します。

4 小・中学校同敷地を活かした学校

小学校及び中学校が同敷地内であることを活かし、小中学校間の連携教育や交流を有効に実施できる学校施設づくりを目指します。

(主な取り組み)

- ▶小中学校児童・生徒の移動動線に配慮したうえで、連携教育や児童生徒の交流を効果的に実施できる校舎建設を計画します。
- ▶図書室や家庭科室等の特別教室で、小学校と中学校で共用できる諸室は、可能な限り共用する計画とします。

5 長く使い続けられる学校

継続した施設保全が可能となるよう維持管理が容易な構造・施設規模とし、長期的な使用ができる学校施設づくりを目指します。

(主な取り組み)

- ▶適正な維持管理ができる規模とし、約80年間の長期使用が可能な施設とします。
- ▶高耐久且つ維持管理の容易な部材・設備を採用することで、修繕や更新がしやすい施設整備を計画します。
- ▶関係諸室や廊下等だけでなく配管やその他機械器具等について日常の清掃、保守・点検、更新及び修繕が容易且つ安全に行える施設とします。

5-3 敷地条件

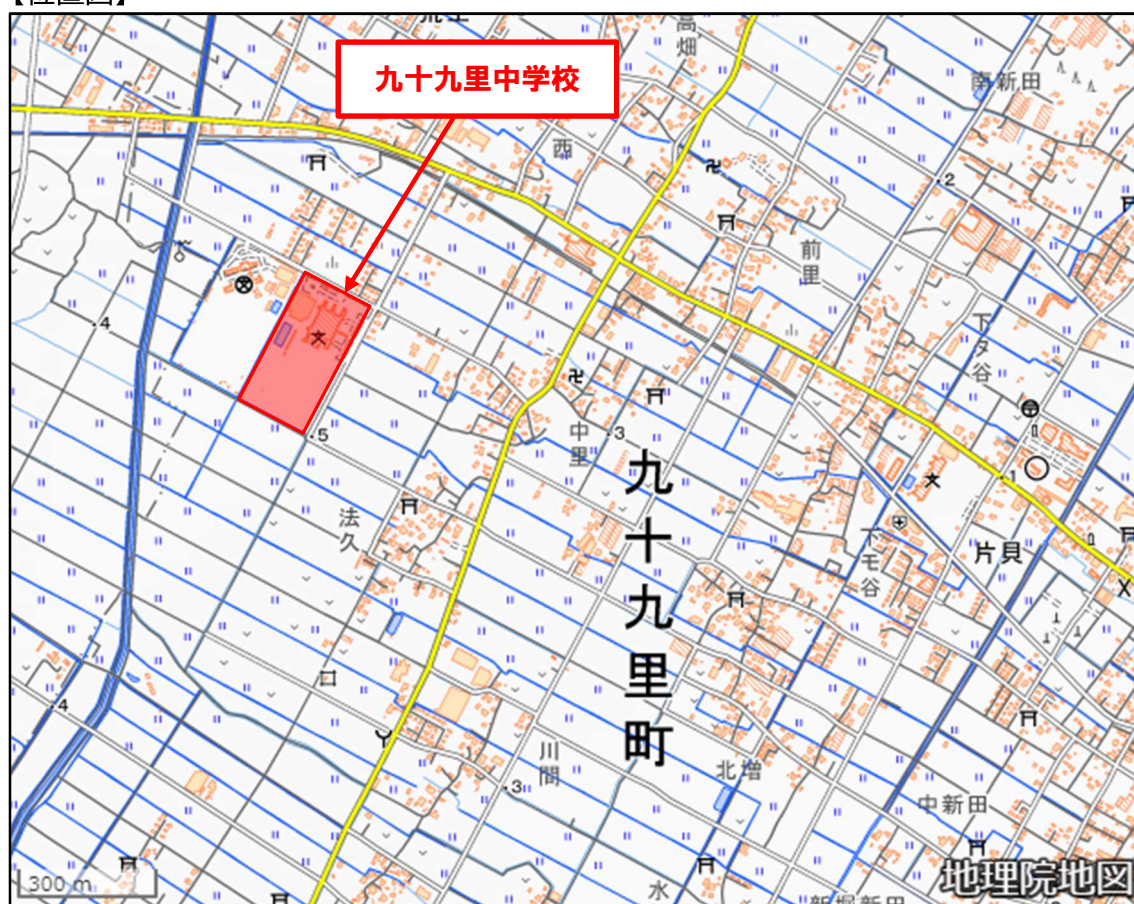
1 敷地概要

九十九里中学校

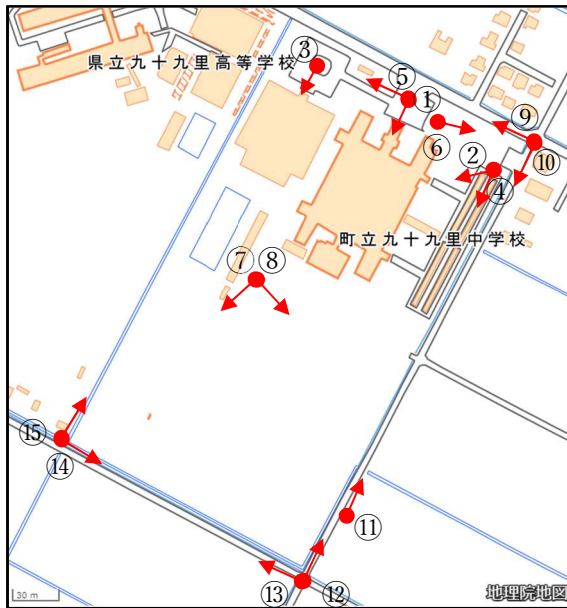
所在地:九十九里町片貝1899番地の4

敷地面積:50,484㎡

【位置図】



2 敷地内・外環境



①既設校舎



②既設校舎



③既設屋内運動場



④駐輪場



⑤植栽・ロータリー



⑥植栽(立志の森)



⑦グラウンド



⑧テニス場



⑨北側町道



⑩東側町道



⑪南側町道(水路)



⑫南側町道



⑬南西側町道



⑭南西側町道

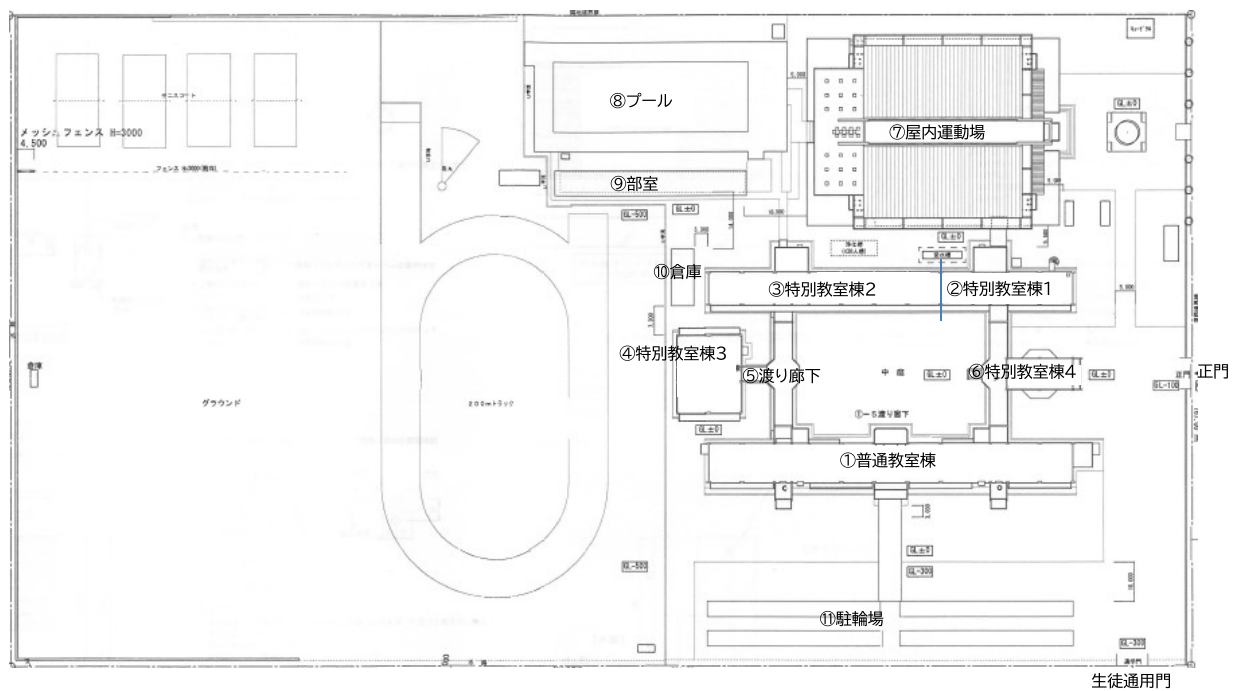


⑮水路(九十九里高校側)

3 既設中学校施設の概要

No.	建物名	延床面積(m ²)	構造	階数
①	普通教室棟	3,111	鉄筋コンクリート	3
②	特別教室棟 1	792	鉄筋コンクリート	3
③	特別教室棟 2	1,840	鉄筋コンクリート	3
④	特別教室棟 3	343	鉄筋コンクリート	1
⑤	渡り廊下	171	鉄筋コンクリート	2
⑥	特別教室棟 4	597	鉄筋コンクリート	3
⑦	屋内運動場	2,344	鉄筋コンクリート	2
⑧	プール	-	-	-
⑨	部室	238	鉄骨	1
⑩	倉庫	50	木	1
⑪	駐輪場	-	-	-

【施設配置図】



5-4 施設整備の考え方

1 工事計画

- ▶ 工事期間中は、基本的には仮設校舎を利用しないこととし、生徒は既設中学校校舎を利用しながらの居ながら工事とします。
- ▶ 建設工事に際し、既設のプール、部室及び倉庫が障害になる場合には、先行して全部を解体すること、また、既設中学校校舎が障害になる場合には、学校運営に支障を来さない範囲で、先行して既設校舎の一部を解体することを計画します。
- ▶ 工事期間中に活用する既設中学校校舎は、教育環境を確保するため、必要に応じて間取りや配置場所の変更等の改修を行い、工事の影響を軽減できるよう配慮します。
- ▶ 工事期間中は、生徒の教育活動場所を維持するため、屋内運動場及びグラウンドを利用できるようにしつつ、生徒の安全を最大限確保することに努めます。

2 配置計画

- ▶ 新校舎は、グラウンドや門等の敷地全体に目が届きやすいような配置とします。
- ▶ 新校舎は、既設の屋内運動場、プール及びグラウンド、また新設するバス停留場や駐輪場にアクセスしやすい配置とします。
- ▶ 児童・生徒の通学方法は、徒歩・自転車・スクールバス・保護者送迎が考えられ、門の位置や通路については、動線を明確に整備し安全を確保するものとします。
- ▶ 敷地周辺の住宅や農地への日影・騒音・視線等に十分配慮した配置とします。

3 平面計画

- ▶ 小学校と中学校の生活圏が分かれるように、移動動線を工夫するとともに、共用する諸室等を介して、小中学校の交流・連携が図りやすい配置とします。
- ▶ 特別教室は、普通教室からのアクセスに配慮した配置とします。
- ▶ 校長室及び職員室等の管理諸室は、グラウンドや門扉等の敷地全体に目が届きやすい位置に配置します。
- ▶ 給食室及び配膳室については、給食を衛生的に小中学校の各教室へ配膳できるような配置とします。

5-5 施設規模の想定

1 校舎の規模想定

「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」(平成18年7月13日18文科施第188号)に基づき、校舎の想定規模(目安)を下記のとおり算出します。

■小学校

(1)前提条件 令和12年度想定

児童数	229名
学級数	9学級
特別支援学級数	3学級

(2)学級数に応ずる校舎必要面積

(構造:R、単位:m²)

学級数(特別支援学級を除く)	面積の計算方法
1学級及び2学級	769+279(N-1)
3学級から5学級まで	1,326+381(N-3)
6学級から11学級まで	2,468+236(N-6)
12学級から17学級まで	3,881+187(N-12)
18学級以上	5,000+173(N-18)

1. N……学級数(特別支援学級を除く)

2. 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表により計算された必要面積に特別支援学級1学級につき168m²を加えた面積とする。

3. 多目的教室を設ける学校の必要面積は、学級数(特別支援学級を含む。)に応ずる必要面積に1.108を、多目的教室及び少人数授業用教室(少人数授業に対応した多目的教室を含む。)を設ける学校の必要面積は、学級数(特別支援学級を含む。)に応ずる必要面積に1.180を乗じて得た面積とする。

(3)必要校舎面積算出方法

(特別支援学級を置く学校の必要面積)

$$2,468+236 \times (9-6) + (168 \times 3) = 3,680 \text{m}^2$$

(多目的室及び少人数授業用教室を設ける学校の必要面積)

$$3,680 \times 1.180 = 4,342.40 \text{m}^2$$

(4)小学校校舎想定規模

4,342m²

■中学校

(1)前提条件 令和12年度想定

生徒数	186名
学級数	6学級
特別支援学級数	2学級

(2)学級数に応ずる校舎必要面積

(構造:R、単位:m²)

学級数(特別支援学級を除く)	面積の計算方法
1学級及び2学級	848+651(N-1)
3学級から5学級まで	2,150+344(N-3)
6学級から11学級まで	3,181+324(N-6)
12学級から17学級まで	5,129+160(N-12)
18学級以上	6,088+217(N-18)

- N……学級数(特別支援学級を除く)
- 特別支援学級を置く学校の必要面積は、上表により計算された必要面積に特別支援学級1学級につき168m²を加えた面積とする。
- 多目的教室を設ける学校の必要面積は、学級数(特別支援学級を含む。)に応ずる必要面積に1.085を、多目的教室及び少人数授業用教室(少人数授業に対応した多目的教室を含む。)を設ける学校の必要面積は、学級数(特別支援学級を含む。)に応ずる必要面積に1.105を乗じて得た面積とする。

(3)必要校舎面積算出方法

(特別支援学級を置く学校の必要面積)

$$3,181+324 \times (6-6) + (168 \times 2) = 3,517 \text{m}^2$$

(多目的室及び少人数授業用教室を設ける学校の必要面積)

$$3,517 \times 1.105 = \underline{3,886.29 \text{m}^2}$$

(4)中学校校舎想定規模

3,886m²

■給食室

(1)前提条件 令和12年度想定

小学校児童数	229名
中学校生徒数	186名
合計	415名

(2)児童生徒数に応ずる基準面積

児童生徒数	調理場施設	炊飯給食施設	アレルギー対策室
200人以下	170㎡	9㎡	1㎡
201～400人	213㎡	14㎡	3㎡
401～600人	266㎡	18㎡	4㎡
601～900人	319㎡	21㎡	6㎡
901～1,200人	361㎡	25㎡	8㎡
1,201～1,500人	383㎡	28㎡	11㎡

(3)給食室想定規模

$$266\text{㎡} + 18\text{㎡} + 4\text{㎡} = \boxed{288\text{㎡}}$$

2 学童保育室の規模想定

「九十九里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成26年9月11日 条例第12号)に基づき、確保することが求められる学童保育室(専用区画)の想定規模を下記のとおり算出します。

(1)前提条件 令和12年度想定

利用児童者数	100名
--------	------

(2)基準面積

児童1人当たり1.65㎡

(3)学童保育室想定規模

$$100\text{名} \times 1.65\text{㎡} = \boxed{165\text{㎡}}$$

5-6 諸室の想定

小学校及び中学校の諸室の想定は、以下の表に示します。

なお、諸室を小中学校で共用することが、効率・効果的である場合には、小中学校それぞれの児童・生徒及び教職員が使用しやすいよう工夫し、以下の表にとらわれず可能な限り共用することとします。

室名	諸室の条件・性能	小学校	中学校
普通教室・特別支援教室			
普通教室	<ul style="list-style-type: none"> ・採光、通風等の良好な環境とする ・廊下との連続性を考慮し、一体的な利用ができるよう配慮する ・ICT機器を活用した学習をしやすいよう十分な広さを確保する ・将来的な学級数の変化に対応できるような工夫をする ・十分な荷物収納スペースを確保するとともに、家具の形状や設置方法を工夫する 	10室	6室
特別支援教室	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの刺激等を考慮し、落ち着いて学びやすい環境とする ・教室の区切り等を変更し、室数の増減に対応できるようにする ・職員室や保健室との連絡、手洗い場やトイレ等との位置関係に配慮した配置とする 	4室 (言語指導室:1室)	2室
特別教室			
理科教室 (準備室を併設)	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品等の安全管理に配慮する ・水栓、流し等を利用しやすい配置とする ・臭気対策に、十分な換気設備を設ける ・ICTを活用した観察・実験ができるようICT環境整備や実験用機の配置を工夫する 	1室	1室
音楽教室 (準備室を併設)	<ul style="list-style-type: none"> ・授業での発表や部活動での利用など多様な活用ができる計画とする ・遮音性に配慮しつつ、普通教室から離れた配置とする ・多種類の楽器等を収納するスペースを設ける 	1室	1室
図画工作教室 美術教室 (準備室を併設)	<ul style="list-style-type: none"> ・作品の制作・展示・保管がしやすいよう机や家具の形状・設置方法を工夫する ・水栓、流し等を利用しやすい配置とする ・汚れにくく清掃しやすい床仕上げとする ・臭気・粉塵対策に、十分な換気設備を設ける 	1室	1室

室名	諸室の条件・性能	小学校	中学校
技術教室 (準備室を併設)	<ul style="list-style-type: none"> 作業空間と機械空間とに分け、十分なスペースを確保する 作品の制作・展示・保管がしやすいよう机や家具の形状・設置方法を工夫する 汚れにくく清掃しやすい床仕上げとする 臭気・粉塵対策に、十分な換気設備を設ける 	—	1室
家庭教室 (準備室を併設)	<ul style="list-style-type: none"> 調理と被服を兼用できる実習台を設置する 調理と被服用の教材収納スペースを確保する 臭気対策に、十分な換気設備を設ける 	1室	1室
コンピュータ教室	<ul style="list-style-type: none"> コンピュータ操作の授業だけでなく、ICT機器を使用したグループ学習にも対応できる計画とする 図書室と併設し、調べ学習に対応できる学習センターとして検討する 	1室	1室
図書室	<ul style="list-style-type: none"> 普通教室からアクセスしやすい配置とし、児童・生徒の読書・自習の機会を増やせる空間とする 十分な読書・学習スペースを確保しつつ、グループ学習にも対応できるよう計画する コンピュータ教室と併設し、調べ学習に対応できる学習センターとして検討する 	1室	1室
多目的室	<ul style="list-style-type: none"> 多目的に使用可能な広さを確保する 必要に応じて空間を仕切り、多用途に使用できるよう工夫をする 	1室	1室
ホール	<ul style="list-style-type: none"> 異学年交流、講演会及び集会が可能な広さを確保する 多用途使用が可能となるよう、収納型ステージや音響設備の整備を検討する 	1室	
管理諸室			
校長室	<ul style="list-style-type: none"> 職員室との連携及び外部への見通しを配慮した配置とする 会議が行いやすいレイアウトとする 	1室	1室
職員室	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の見守りのため児童・生徒用昇降口及びグラウンドへの見通しが良く、さらに来校者を把握しやすい配置とする 校長室、事務室及び保健室との連携に配慮した配置とする 重要書類の保管用に、耐火金庫の設置をする 	1室	1室

室名	諸室の条件・性能	小学校	中学校
事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・来校者昇降口付近に配置し、来校者の受付窓口を兼ねることとする ・職員室内または近接した場所に配置し、教職員との連携に配慮した配置とする 	1室	1室
給湯室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室内または近接した場所に配置する 	1室	1室
印刷室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室に近接した場所に配置する 	1室	1室
職員休憩室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室内または近接した場所に配置する 	1室	1室
職員トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別トイレ及びバリアフリートイレを配置する ・洋式トイレ、ドライ式 ・職員室に近接した場所に配置する 	1式	1式
職員更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員昇降口付近に男女別で配置する ・職員数分のロッカーを置くスペースを確保する 	1式	1式
保健室	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校保健室と中学校保健室を隣接させ、中で往来できるように配置する ・緊急車両がアクセスしやすい配置とする ・室内に手洗い場、洗濯機置き場及び吐しゃ物処理用シャワー等を設置する 	1室	1室
会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて空間を仕切り、教育相談室、進路指導室等の多用途に使用できるよう工夫をする ・リモート会議等が行える設備を設ける 	2室	2室
放送室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室に近接して配置する ・防音、遮音性能を十分に確保する 	1室	1室
教材室	<ul style="list-style-type: none"> ・教材及び教具等を十分に収納できる広さを確保する 	適宜	適宜
サーバ室	<ul style="list-style-type: none"> ・校内ネットワーク整備で必要に応じて設ける ・浸水対策のため上層階に配置する 	1室	
倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・学校備品を十分に収納できる広さを確保する 	適宜	適宜
メモリアルスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校3校及び中学校の史料や記念品を展示するスペースを設ける 	1箇所	1箇所
給食室	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校合わせて500食対応可能な給食設備を計画とする ・調理器具は、主にガスを使用した計画とする 	1室	
配膳室	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生的な配膳ルートに配慮した配置とする ・小荷物昇降機の設置を計画する ・配膳用コンテナ・ワゴンの稼働スペース及び牛乳保冷庫設置スペースを十分に確保しつつ、壁面衝突防止の工夫をする 	適宜	適宜

室名	諸室の条件・性能	小学校	中学校
共用エリア			
昇降口・玄関	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒用昇降口及び職員・来客用玄関を分かりやすく動線に配慮した配置とする ・靴箱の配置や広さ、雨具の収納を工夫する ・バリアフリー化し安全に出入りできる計画とする 	適宜	適宜
廊下・階段	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー及びわかりやすい動線に配慮し、明るく広く使いやすい空間とする ・階段は複数設け、分散して利用できる配置とする ・廊下は教室との一体的な利用や作品・学習成果物の展示できる工夫をする 	適宜	適宜
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーに対応した配置、仕様とする ・給食配膳用として兼用できるよう配膳用コンテナを積載できる十分な大きさを確保し、壁面衝突防止の工夫をする 	適宜	適宜
児童・生徒トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別トイレ及びバリアフリートイレを配置する ・洋式トイレ、ドライ式 ・主に利用する学年に合わせた規格・仕様となるよう整備する 	適宜	適宜
児童・生徒更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別で利用しやすい配置とする 	適宜	適宜
児童・生徒会室	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校で共用できる配置とする 	1室	
手洗い場	<ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすい箇所に配置する ・自動水栓と手動水栓の両方を整備する 	適宜	適宜
複合施設			
学童保育室	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて空間を仕切り、柔軟な使用ができる計画とする ・学童保育専用の昇降口を設置する ・トイレの利用に配慮し、小学校児童用トイレに近接した配置とする 	3室	—

5-7 屋外施設

(1) バスロータリー・駐輪場・駐車場

- ▶バスロータリーは、スクールバスが旋回できる十分なスペースの整備を計画します。
- ▶バス停留所には雨を除ける待機スペースの整備を計画します。
- ▶駐輪場は、利用台数に対応した広さを確保し、昇降口へアクセスしやすい配置とします。
- ▶駐車場は、教職員用で70台分程度、来客用及び送迎用で130台分程度、スクールバス用で3台分程度を目安に整備を検討します。
- ▶障がい者用駐車スペースを校舎出入口付近に配置します。
- ▶駐車場は、敷地内で滞留できるようにするなど、雨天時のなど送迎が増える場合でも周辺道路に渋滞が生じないよう工夫をします。
- ▶スクールバス、自動車、自転車及び歩行者のそれぞれの動線の交錯が、できる限り発生しないように安全を確保します。

(2) 遊具エリア

- ▶小学校児童用に固定遊具を設置した遊具エリアの整備を計画します。

(3) 渡り廊下

- ▶新校舎から既設屋内運動場へアクセスするために、渡り廊下の整備を計画します。

(4) その他

- ▶外灯は、バスロータリー・駐輪場・駐車場のそれぞれの利用形態・動線に応じた照度を確保する配置とします。

5-8 設計業務に向けた検討等

(1) 検討事項

- ▶小中学校校舎の施設形態の検討(同一棟又は隣接した別棟)
- ▶小中学校における諸室の共用化の検討
- ▶快適性及び経済性を踏まえた施設規模の最適化
- ▶維持管理費用や省エネ化による光熱水費等のランニングコスト縮減化
- ▶開校時期を考慮した工期縮小化
- ▶災害に強い学校を実現するため、効果的且つ持続可能な設備の検討

(2) 工事期間中の配慮事項

- ▶建設工事箇所を仮囲いにより安全対策に十分配慮する。
- ▶工事期間中は、生徒の教育活動場所を維持するため、屋内運動場、グラウンド及びプールの利用に必要な安全対策に配慮する。
- ▶授業に支障を来さぬよう工事による騒音・振動等の抑止対策に配慮する。
- ▶教職員及び来客用の駐車場を確保と雨天時の保護者による送迎にも配慮する。

(3) その他

- ▶学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するための学校施設整備の指針となる「小学校施設整備指針」・「中学校施設整備指針」(令和4年6月 文部科学省)を踏まえ設計業務を進めていくものとします。
なお、上記指針や各種施設整備ガイドライン等の改定があった際は、都度改定内容を反映していくものとします。

九十九里町学校再編計画
令和6年4月

発行 九十九里町教育委員会

〒283-0195

千葉県山武郡九十九里町片貝4099番地

T E L 0475-70-3187

F A X 0475-76-7423

<https://www.town.kujukuri.chiba.jp>